

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について

1 自閉症・情緒障害特別支援学級とは

知的発達に遅れがなく、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの、又は主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものを対象とする学級で、特別支援教室の指導では課題の改善が難しい児童・生徒のために、小集団（1学級8人編成）で継続的に指導を行う固定の学級です。

自閉症・情緒障害特別支援学級に入級するためには、墨田区就学相談委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級での指導が必要」という判断が出ることが必要です。

児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導を行うための体制整備を図りながら運営していくため、各学校1学級（定員8名）でスタートします。

2 「自閉症・情緒障害特別支援学級」と「特別支援教室」の違い

特別支援学級では、一斉指示を理解することに困難があったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりするお子さんを対象としていることから、子ども一人ひとりの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行います。

特別支援教室では、大部分の授業を通常の学級で学び、一部の授業について当該の子どもの障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために自立活動の指導を行います。

3 自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍すると

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）では、8人以下の少人数学級で、自立活動の時間を設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動との密接な関連を図り、学習効果を一層高める指導が行われます。

4 開設校

小学校 横川小学校（東駒形4-18-4）

第三寺島小学校（東向島6-8-1）

※学区域は定めません。登下校には保護者の付き添いが必要です。

中学校 錦糸中学校（石原4-33-14）

※区内全域が学区域となります。

5 入級時期

4月1日

※年度途中の入級はできません。ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級から通常学級への転学は可能です。

6 入級の対象となるお子さん

次の全ての基準に該当する児童・生徒が入級の対象者です。

- ① 墨田区立小・中学校に在籍していること。
- ② 知的発達の遅滞がなく、以下のア又はイに該当すること。
 - ア 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので
 - イ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので
- ③ 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること。

注意事項

- ※1 入学予定の新小学校1年生は対象となりません。
- ※2 中学生は、開設後2年間について学年の段階的受け入れを実施し、令和7年度は新1年生のみ、令和8年度は1年生・2年生、令和9年度は全学年が対象となります。
- ※3 年度途中の転学（入級）はできません。
- ※4 主治医による診断書（医師診察記録）の提出が必要です。
- ※5 学習障害、注意欠陥多動性障害は、特別支援教室の指導対象です。
- ※6 自閉症があり、多動とみなされる行動がみられる場合も、※5と同様に特別支援教室での指導対象です。

7 入級の申し込みについて

小学校（現1年生～5年生）及び中学校（現1年生）

現在在籍されている学校にご相談ください。その後、転学相談を申し込んでいただきます。

転学相談申込期間：令和7年7月1日～7月18日

中学校入学時（現6年生）

就学相談の申込時にお申し出ください。

就学相談申込期間：令和7年4月10日～5月30日

8 問合せ

○入級（就学相談）の申込みについて

教育委員会事務局教育センター

電話 3622-1128

○指導内容について

教育委員会事務局指導室

電話 5608-6307

○自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について

教育委員会事務局学務課事務担当

電話 5608-6303